

お知らせ

10月は「里親月間」

自分の家族と暮らせない子どもたちのために、里親になりませんか。

里親とは、さまざまな事情によって自分の家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて、温かい愛情と理解を持って養育する方のことです。

県では、里親になってくださる方を募集しています。詳しくは、愛知県知多児童・障害者相談センターに問い合わせください。

■問い合わせ先 愛知県知多児童・障害者相談センター
☎(22) 3939

「児童福祉週間」の標語を募集

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っています。

来年度の児童福祉週間に向け、その象徴となる標語を募集します。詳細については、公益財団法人児童育成協会のホームページ(<http://www.kodomonosiro.or.jp/jigyohyougo>)をご覧ください。**(2019年度最優秀作品)**

その気持ち誰かを笑顔にさせる種

■応募期限 10月20日(日)
■募集内容 夢と希望を持って幸せに育つ子どもたちを応援する標語や未来に向けての子どもたちからのメッセージとなる標語。
■主催者 厚生労働省・社会福祉法人全国社会福祉協議会・公益財団法人児童育成協会

■問い合わせ先
公益財団法人児童育成協会
事業部 標語募集係
☎03(3498) 4592

小規模な飲食店も消火器具の設置が義務化

令和元年10月1日から火を使用する全ての飲食店に消火器具の設置が義務付けられました。

■改正の背景

平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえ、小規模飲食店などにおける消火設備の設置基準が見直されました。

■改正概要

延べ面積150㎡未満の火を使用する設備または器具(防火上有効な措置が講じられたものを除く)を設けた飲食店などについても消火器具の設置が義務付けられました。

防火上有効な措置とは、

- ・ 調理油過熱防止装置
- ・ 自動消火装置
- ・ そのほか危険な状態の発生を防止すると共に、発生時に被害を軽減する安全機能を有する装置(圧力感知安全装置など)

■消火器設置後

6カ月ごとに点検し、1年に1回消防署へ点検結果報告書の提出が必要です。

■問い合わせ先

知多中部広域事務組合消防本部予防課 ☎(21) 1491

命を守る講習会に参加を

普通救命講習Ⅰ(女性限定)

■内容 成人に対する心肺蘇生法、AED(電気ショックを与える機器)の取り扱い、止血法

■日時 11月9日(土)
午前9時～正午

■場所 半田消防署成岩出張所(半田市彦洲町2-185)

■定員 15人
■申し込み・問い合わせ先
半田消防署成岩出張所
☎(24) 0119

普通救命講習Ⅰ

■内容 成人に対する心肺蘇生法、AEDの取り扱い、止血法

■日時 11月17日(日)
午前9時～正午

■場所 半田消防署東浦西部出張所(東浦町大字緒川字北鶴根25-8)

■定員 15人

■申し込み・問い合わせ先

半田消防署東浦西部出張所
☎0562(82) 1191

救命入門コース

■内容 成人に対する心肺蘇生法、AEDの取り扱い

■日時 11月20日(水)
午前9時30分～午前11時

■場所 武豊町中央公民館(武豊町字山ノ神20-1)

■定員 20人

■申し込み・問い合わせ先

半田消防署武豊支署
☎(73) 0119

※ 詳しくは、知多中部広域事務組合消防本部ホームページ(<http://www.cac-net.ne.jp/~chitachu/>)

※ 講習の申し込みは先着順で、半田消防署・各支署・出張所で受け付けています。

**なくそう「枯草火災」
～枯れる前に刈り取りを～**

これからの季節、空気は乾燥し、青々としていた草もいつしか枯草になります。

枯草は燃えやすく、タバコの投げ捨てや子どもの火遊びなどの小さな火から簡単に燃え広がります。

■住宅周辺の枯草に注意

住宅周辺の枯草から火災が発生した場合、建物に燃え移る危険性が高いため、消防署では、枯れる前の刈り取りを呼び掛けています。

枯草火災による被害をなくすために、空地の所有者・管理者は、建物に近接する草を刈り取り、適切な方法で処分してください。

■枯草繁茂状況を調査します

消防署は、11月から町内の枯草繁茂地の調査を行い、火災予防上危険があると判断した場所は、土地の所有者・管理者に対し刈り取りを依頼します。

■問い合わせ先

半田消防署阿久比支署
☎・FAX(47) 0119